

【特許】平成26年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

・評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

必要な文書が作成され、適切な管理がなされていることから、「極めて良好」と評価される。ただし、良好、概ね達成との評価もあった。

・評価項目② 審査及び品質管理のための手続の透明性

品質管理のための具体的な手続及び担当について「品質マニュアル」に定められていることから、「極めて良好」と評価される。ただし、良好との評価もあった。

・評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が日本語及び英語で作成され、特許庁ホームページ、パンフレット等により制度ユーザー及び職員に周知されている。さらに、職員に対して、品質管理に関する研修・説明会を定期的に行っていることから、「良好」と評価される。ただし、極めて良好、概ね達成との評価もあった。

・評価項目④ 審査実施体制

他の特許庁に比して審査官が少数であり、国際的に遜色のない人員配置を確立しているとは言えないことから、「概ね達成」と評価される。ただし、効率的に審査を行っていると観点から、良好との評価もあった。

・評価項目⑤ 品質管理体制

他の特許庁に比して人員配置が手薄であり、国際的に遜色のない水準において人員配置がなされているとは言えないことから、「概ね達成」と評価される。ただし、品質管理を行うための組織的な体制は整備されていると観点から、良好との評価もあった。

・評価項目⑥ 品質向上のための取組

品質向上のために必要とされる様々な取組が実施され、その目的は達成していることから、「良好」と評価される。ただし、概ね達成との評価もあった。

・評価項目⑦ 品質検証のための取組

品質監査、ユーザー評価調査等による審査の品質検証が行われているが、品質監査のガイドラインの見直しが必要となり、結果、必要なデータが計画どおりに収集できなかったことから、「概ね達成」と評価される。ただし、良好との評価もあった。

平成27年3月27日
第4回審査品質管理小委員会

・評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

審査の質に関する様々な情報を用い、総合的に分析・課題抽出を行っていることから、「極めて良好」と評価される。ただし、分析が十分に行われているとまではいえないとの理由により、良好との評価もあった。

・評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信

国内外に対する審査の質向上に関する情報発信、意見交換が行われており、協力関係も構築されていることから、本項目の評価は、「良好」と評価される。ただし、極めて良好との評価もあった。